

司法研修所弁護士教官及び弁護士教官室所付に対する経済的支援に関する規則

(平成二十八年一月二十二日規則第七十三号)

(目的)

第一条 この規則は、司法研修所の弁護士教官（以下「教官」という。）又は弁護士教官室所付（以下「所付」という。）に就任している弁護士である会員に対して本会が行う経済的支援について定めることを目的とする。

(支援額等)

第二条 本会は、教官又は所付に就任している弁護士である会員に対し、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める金額を支給する。

- 一 教官 月額六万円
- 二 所付 月額四万円
- 2 支給期間は、教官又は所付に就任した日の属する月から退任した日の属する月までとする。
- 3 本会は、司法研修所から支払われる謝金の金額又は教官若しくは所付の司法修習に関する事務への従事状況の変更その他の事情により第一項各号に定める金額が不相当になつた場合は、これを見直すものとする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。